「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省	
法人名	独立行政法人 電子航法研究所	

	(平成23年9月1日現在)	
基本方針の記載	具体的な見直し状況	
Ⅲ 資産・運営の見直しについて		
1. 不要資産の国庫返納		
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	いる。	
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ 保有資産については、航空交通の安全の確保とその円滑を図るため、航空交通管理手法の開発や、航空機の通信・航法・監視を行う航空保安システムに係る研究開発等を行うために必要不可欠な実験設備や実験機材等であり、遊休資産・稼働の低い設備	
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	はない。	
2. 事務所等の見直し		
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、 徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 隣接している海上技術安全研究所及び交通安全環境研究所と、一体で契約すること 等によりコスト縮減・効率化が図られる業務について、可能な限りそのような形態をとることにより、最大限の効率化、コスト縮減を図っている。 現在、共済組合事務、守衛業務、電力契約、施設内変電施設の維持管理などについて、措置を講じている。	
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。	
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。	
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。		
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。	
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える 現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政 法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ 第3期中期計画において、保有資産の必要性について不断に見直しを行うこととしている。	
3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等		
〇 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。		

所管府省名	国土交通省
法人名	独立行政法人 電子航法研究所

(平成23年9月1日現在)

	(平成23年9月1日現在)
基本方針の記載	具体的な見直し状況
〇 また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。	○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。
② 契約に係る情報の公開	
○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、 国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要が ある。	○ 全ての一般競争入札、企画競争、公募及び一定金額以上の随意契約結果について ホームページに公表している。
○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。	該当なし。
○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。	〇 ホームページ等において、「当研究所において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当研究所との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開する」旨掲載し、契約の透明性の確保を図っている。なお、当研究所において当該情報公開の対象となる契約先は無い。
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	<u>=</u> ± 14 +>1
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	〇 守衛業務、電力契約及び施設内変電施設の維持管理について、隣接する研究所と 一体で契約している。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	○ 以下の通り見直しを行っている。 ア)調達に係る仕様要件について、契約監視委員会等の助言の下に、具体的かつ詳細に明示し、性能要件で記載する等仕様の明確化に努める等、適切な見直しを行っている。 イ)所内共用サーバーシステムにはリースを活用しており、共同利用の可能性についても必要に応じて検討する。 ウ)研究開発に係る機器等の調達について、必ず複数者から見積を徴取することにより、適正価格の把握に努めている。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図 る。	該当なし。
○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○ 「公共サービス改革プログラム(平成23年4月)」を踏まえ、調達の規模等を勘案しながら、当研究所にとって最適な措置を見極めたうえで、必要な措置を検討する。

所管府省名	国土交通省	
法人名	独立行政法人 電子航法研究所	

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況	
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化		
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	_	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○ 事務・技術職員の給与水準について、平成23年度以降の中期計画に基づき、平成27年度までにその指数を100.0以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直すこととしている。 ○ 研究職員の給与水準について、俸給、諸手当等給与水準は国家公務員の給与に準じて定めているところであり、引き続き国に準じた適正な取組を行う。 【平成23年度に見込まれる対国家公務員指数】 年齢勘案 101.9 地域・学歴勘案 101.4	
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を国土交通省のHPに公表した。	
O 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○ 独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。	
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格な チェックを行う。	〇 中期計画において、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証したうえで、目標水準・目標期限を設定して、その適正化に計画的に取り組み、その検証結果や取組状況を公表することとしている。	
② 管理運営の適正化		
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、 効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業 費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から 具体的な目標を設定する。	○ 一般管理費については、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額)を6%程度縮減することとしている。 業務経費については、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額)を2%程度縮減することとしている。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○ 法定外福利厚生費等の事務に関する経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。	
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。		
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	○ 規程を制定し、年に一度、把握している業務リスク(予算・会計・情報セキュリティ・個人情報等)について、内部監査責任者が作成する「監査方針・監査計画」に基づき、優先順位を付けて内部監査を行う体制を整備している。	

所管府省名	国土交通省
法人名	独立行政法人 電子航法研究所

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況	
5. 自己収入の拡大		
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。	
O また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	該当なし。	
O 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○ 保有する特許等の権利の活用を図るため、広報誌、パンフレット、ホームページ等により積極的に広報・普及を行うとともに、特許の普及に係るイベント等を活用し、研究成果に関心を寄せる企業等に積極的に技術紹介活動を行っている。	
6. 事業の審査、評価		
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	○ 当研究所では、競争的資金による公募などは行っていないが、研究課題の設定については、有識者から成る外部評価委員会は設置し、外部評価の仕組みを導入している。 ・名称:評議員会 ・導入時期:独法化前から ・評価者:浅野 正一郎(国立情報学研究所 アーキテクチャ科学研究系 教授)、井上 和夫(財団法人 航空保安無線システム協会 理事長)、田崎 武(財団法人 航空交通管制協会 専務理事)、中須賀 真一(東京大学 大学院工学系研究科 航空宇宙工学専攻 教授)、林尚吾(東京海洋大学 海洋工学部 海事システム工学科 教授)、宮沢 与和(九州大学 大学院工学研究院 航空宇宙工学部門 教授) ・対象事業名:重点研究 ・評価の仕組み:大綱的指針に基づき事前、事後、中間評価を実施	
〇 また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」閣議決定後、中間評価の対象となる研究(実施期間が5年以上であり、実施3年目の研究)はなかった。なお、独法化以降の評議員会結果についてはホームページ (http://www.enri.go.jp/info/hyougiinkai/hyougiinkai_index.htm)に公表している。	